



交通安全だより

第98号 平成27年5月発行 札幌市交通安全運動推進委員会 Tel.211-2268

札幌市の交通安全 <http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/>

交 通
安 全
セーフティさっぽろ

春の交通安全市民総ぐるみ運動 ご協力ありがとうございました!

安全・安心なまちづくり 道民の集い

H27.5.11 (月)【ホテルオークラ】

かわいい園児たちが、交通事故がなくなるように願いを込めて、道民にメッセージを送ってくれました。

自転車安全日街頭啓発

H27.5.15 (金)【地下鉄琴似駅】

自転車利用者に対してリフレクターや、自転車ルール・マナー冊子「セーフティ自転車ライダーのススメ!」を配布し、自転車の安全利用を呼びかけました。

交通事故死ゼロを目指す日

H27.5.20 (水)【西7丁目通り】

西7丁目通りを通過する車両や歩行者に対して、安全運転を呼びかけました。

ライラックまつり特別啓発

H27.5.20 (水)【大通西6丁目】

交通安全母の会の会員が、通行する市民に対して靴用反射材・チラシ・花の種を配布し、交通安全を呼びかけました。



5月11日(月)～5月20日(水)の間、春の交通安全市民総ぐるみ運動が実施され、「子どもと高齢者の交通事故防止」、「自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」を重点に、各区でさまざまな交通安全への取り組みが行われました。

運動期間中、市内における交通死亡事故は、残念ながら1件1人発生しました。

これからは自転車利用者も多くなり、車での外出の機会も増え、交通事故の発生が懸念されます。一人ひとりが交通ルールを遵守し、譲り合いと思いやりの心を持って交通事故防止に努めましょう。

夜間の外出時には夜光反射材を身につけましょう!

交通死亡事故が多発しています！！

平成27年に札幌市で発生した交通死亡事故は10件で、すでに10の方が亡くなっています。そのうち6件6人は4月と5月に発生しています。(27.5.26現在) 下記のとおり、自動車・自転車・歩行者のいずれも関連し、さらに10代の若者から70代の高齢者の方までが犠牲になっています。交通事故はいつ・誰が、加害者・被害者になるか分かりません。常に交通安全の意識をもって行動しましょう。

また、昨年(26年)の交通死亡事故は6月が最も多く(4件4人)になっており、今後さらに注意が必要な時期となります。

4/1 白石区 車×自転車

中型貨物車が交差点を左折する際、自転車と衝突し、自転車の女性(61歳)が死亡。

4/3 清田区 車×歩行者

普通乗用車が直進中、車道にとび出した歩行者に気付かず衝突、さらに歩行者が対向車と衝突し、歩行者の男性(74歳)が死亡。

4/24 東区 車×歩行者

軽乗用車が直進中、道路を横断していた歩行者と衝突し、歩行者の男性(73歳)が死亡。



4/29 手稲区 車単独

普通乗用車が高速道路のパーキング分離帯に衝突・横転し、運転手の女性(45歳)が死亡。

5/20 清田区 車×車

軽乗用車が交差点を右折する際、対向から直進してきた普通乗用車に衝突し、軽乗用車に乗員の女性(17歳)が死亡。

5/21 東区 車×歩行者

交差点で自動車と歩行者が衝突。運転手は逃走し、歩行者の男性(51歳)が死亡。



平成27年6月1日から

悪質・危険な自転車運転者に対する 講習制度が始まります！！

自転車運転中に危険なルール違反をくり返すと、自転車運転者講習を受けることになります。

その対象となる危険行為とは・・・



信号無視

一時不停止

酒酔い運転

ブレーキ不良自転車運転

その他の危険行為

- 遮断踏切立入り
- 歩道通行時の通行方法違反
- 通行禁止違反
- 交差点安全進行義務違反等
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 交差点優先車妨害等
- 通行区分違反
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 安全運転義務違反

上記危険行為を反復(3年以内に2回以上)⇒ 講習の受講命令 ⇒ 講習の受講(3時間 5,700円)

受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金！！

自転車は車道が原則！ 自転車で歩道を通行する際は歩行者が優先です。